

仲裁合意の成立を認めて妨訴抗弁により特許実施料請求を却下した事例——被告側の対処法と原告側のリスク軽減策——

阿部国際総合法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士・大阪大学大学院医学系研究科招聘教授
阿部隆徳 Takanori Abe

I. 事案の概要

原告（以下「X」という。）は、プリント配線板用印刷インキ並びに塗料、接着剤及びその応用製品の開発製造・販売等を業とする株式会社であり、被告（以下「Y」という。）は、電子工業用材料の研究、開発並びに製造販売等を業とする株式会社である。XとYは、平成14年10月1日、非独占的特許ライセンス契約を締結した（以下「本件契約」という。）。Xは、Yには平成16年度の販売数量の過少申告とそれに基づくランニング・ロイヤルティの過少支払いがあるとして、Yに対し、Yの支払うべきランニング・ロイヤルティ未払額合計金3億2819万円等の支払いを求めた。

Yは、本案前の主張として、XとYとの間には、本件契約第15条により仲裁合意が成立しているから、仲裁法14条に基づき、Xの本件訴えは却下されるべきであると主張した。

これに対して、Xは、(1) XはYに対し、平成17年3月25日付けでYの支払うべきランニング・ロイヤルティの未払いを理由に本件契約を解除する旨の通知（以下「本件解除通知」という。）をしたが、YはXの解除通知後40日を経過しても上記未払いランニング・ロイヤルティを支払わず、また、Yは同月29日付けで本件解除通知は効力を有しない旨Xに通知しただけで、本件契約第12条2項に定める仲裁の申立てをしなかったから、本件契約は、平成17年4月9日に解除により終了し

ており、本件契約の存続を前提としたYの本案前の主張は失当である、(2) Yは原判決別表1記載の特許（以下「本件各特許」という。）について本件契約第15条の規定に反し、仲裁の手続を経ることなく、うち2件の特許に対し無効審判を請求しているから、Yの本案前の主張は理由がない、と反論した。

II. 東京地判平成17年10月21日判例タイムズ1216号309頁の判断

東京地裁（高部裁判長）は、次のとおり判示して、本件訴えを却下した。

本件契約第15条には、仲裁及び準拠法に関し、次の条項がある（以下「本件合意」という。）。『本契約』から又は『本契約』に関して又は『本契約』に関連して『本契約』両当事者間に生じることがあるいかなる紛争、論争又は意見の相違も、両当事者間の交渉により友好的に解決する。但し、かかる各事項を合理的な期間内に解決することができない場合、当該事項は、国際商業会議所の規則に基づいて仲裁に付するものとする。仲裁は、3人の仲裁人で構成するものとし、各当事者が1人を任命し、議長となる第三仲裁人を両当事者が任命した2人の仲裁人が共同で任命する。各当事者は、相手方当事者に書面にて通知し、自己の任命する仲裁人の氏名を提供することにより仲裁手続を開始することができる。この場合、当該通知

の受領後2ヶ月以内に、相手方当事者は、もう1人の仲裁人を任命しなければならない。『本契約』は日本国法に準拠して解釈され、仲裁地は日本国東京とする。』

国際商業会議所日本委員会による平成10年1月1日発効のICC仲裁規則には、国際性を有しない紛争、すなわち、国内紛争についても仲裁による解決を提供すること（第1条）、同規則における仲裁合意の一応の存在を認める限り、仲裁手続を進行させることができること（第6条）が規定されている。

以上によれば、本件合意は、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を1人又は2人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断に服する旨の合意であるから、仲裁法2条1項所定の仲裁合意と認めることができる。そして、本件合意は当事者が和解をすることができる民事上の紛争を対象とするものであることが認められるから、本件合意は仲裁法13条1項により、効力を有する。

そして、本件訴えは、本件合意の対象となる民事上の紛争について提起されたことが明らかであり、仲裁法14条1項各号所定の事由も認められないから、本件訴えは、同条項により、却下を免れない。

この点、Xは、ランニング・ロイヤルティの未払いを理由に本件解除通知をしたから、本件契約は解除により終了し、本件契約の存在を前提とした本件合意も効力が失われた旨主張する。しかしながら、Yは本件合意の成立そのものを争っているものではないところ、そもそも、XのYに対する債務不履行解除の有効性は現時点では明らかではない。仮にXの主張するとおり、本件契約がランニング・ロイヤルティの未払いを解除原因としてXの解除の意思表示によって終了したとしても、仲裁法13条6項によれば、「仲裁合意を含む1の契約において、仲裁合意以外の契約条項が無効、取消しその他の事由により効力を有しないものとされる場合においても、仲裁合意は、当然には、その効力を妨げられない」のであるから、本件契

約の解除によって、本件合意の効力がさかのぼって無効になるものではない。したがって、この点に関するXの主張は失当である。

また、Xは、Yが、本件各特許のうちの2件について無効審判請求をした点を問題としているが、そもそも、本件契約第6条2項によれば、本件契約中のいかなる規定も、Yが本件各特許の有効性を争うことを妨げるものではない旨定められているから、Yが本件各特許の有効性を争うことは本件契約に何ら反するものではない。また、特許無効審判は特許に無効理由が存在する場合に、行政処分としての特許査定を無効とする審判であって、「当事者が和解をすることができる民事上の紛争」ではないから、Yによる無効審判請求は本件契約第15条に反するものではないというべきである。仮に、それが本件契約第15条に反する行為であったとしても、それは単に無効審判請求が不適法になるにすぎず、そのことによって仲裁合意の効力そのものが失われ、本件訴えに関しても仲裁法14条1項の適用が妨げられると解すべき理由はないから、この点に関するXの主張も失当である。

Ⅲ. 知財高判平成18年2月28日裁判所HP参照（平成17年（ネ）10120号）の判断

Xが控訴したところ、知財高裁（佐藤裁判長）は、知財高裁も本件訴えは不適法であると判断するものであるとし、控訴審におけるXの主張に対して次のとおり判示して、本件控訴を棄却した。

Xは、Yが、本件契約第12条第2項に基づき、本件解除通知の受領後40日以内に仲裁の申立てをしなかったから、Xが本訴で請求している本件契約の解除の原因である債務不履行についての履行請求は、もはや本件契約第15条の仲裁条項の対象にはなり得ない旨主張する。本件契約第12条第2項には、次の条項（以下「本件解除条項」という。）がある。

『『本契約』は、『本契約』に定めるいずれかの義務の不履行の場合、一方当事者が相手方当事者に書面にて通知することにより終了することがで

きるが、当該債務不履行が当該債務不履行の書面による通知後40日以内に是正されなかった場合に限られる。但し、かかる債務不履行が存在するか否かの疑義が当該40日の期間内に仲裁に付託された場合、40日の期間は、当該仲裁が継続する間、進行を停止する。」

上記によれば、本件解除条項は、一方当事者が相手方当事者に対し、当該相手方当事者の債務不履行について書面による通知をした後40日以内（以下「是正期間」という。）に当該債務不履行が是正された場合には、当該債務不履行を理由とする本件契約の解除はその効力を生じないことを定めたものであって、債務不履行を理由とする本件契約の解除の効果の発生を是正期間の経過にかからせたものであることが明らかである。そして、本件解除条項における但し書は、是正期間中に仲裁が申し立てられた場合には、当該仲裁手続が継続している限り、是正期間が進行しないことを定めたものであり、仲裁手続中は是正期間の進行を停止して、解除の効果の発生を制限することとしたものにすぎず、当該相手方当事者に仲裁の申立てを義務付けたものでないことはもとより、契約解除の原因たる債務不履行に関する紛争については是正期間内にのみ仲裁申立てができるとしたものでないことも明らかである。

そうすると、Yが本件解除通知の受領後40日以内に仲裁の申立てをしなかったことは、単に是正期間が途過したことを意味するにすぎず、Xの主張するYの債務不履行が客観的に存在する場合に、是正期間の経過によって当該債務不履行を理由とする解除の効果が発生することになるというだけのことであって、本件合意についてまで当然に解除の効果が発生することを意味するものではないし、解除原因である債務不履行の有無や、その不履行債務の履行請求に関する紛争が、もはや本件合意による仲裁の対象となり得ないことを意味するものでもない。

Xの主張するYの債務不履行が客観的に存在するか否か、ひいては債務不履行を理由とする本件契約の解除の効果が発生しているか否かは、本件合意に基づき、仲裁によって判断されるべき事項

であるし、また、本件契約の解除の効果が発生しているか否かはともかく、本訴において、XがYに対し支払いを請求しているランニング・ロイヤルティは、本件契約に基づく債権であることが明らかであり、その存否は、本件合意に基づき、仲裁によって判断されるべき事項である。

したがって、Yが仲裁の申立てをしなかったことにより、Xの請求が本件合意に基づく仲裁の対象になり得ないものとなった旨のXの主張は、本件解除条項を誤って解釈するものであって、失当である。

Xは、Yが自ら仲裁を申し立てなかったことが本件合意に違反するとし、Yが、本訴において訴え却下を申し立てることは、クリーンハンドの法理、公正、衡平等の法理に反する旨主張する。

しかし、本件合意は、「紛争、論争又は意見の相違」を「合理的期間内に解決することができない場合、当該事項は、国際商事会議所の規則に基づいて仲裁に付すものとする」としているにとどまり、いずれか一方の当事者に対し、積極的に仲裁を申し立てる義務を課したものは解されない。Xの主張は、その前提を欠くものであって、採用することができない。

IV. 実務上の指針

1. 本件の背景

本件は、プリント基板のソルダーレジストに関する原告・被告間の日本・中国・台湾におけるグローバル訴訟の一環である。原告・被告間の日本における他の訴訟としては、「除くクレーム」に関する知財高判大合議平成20年5月30日判例タイムズ1290号224頁（ソルダーレジスト事件）がある。中島敏弁護士と筆者は、本件を含む日本訴訟等においては被告を代理し、海外訴訟等においては被告をサポートした。

2. 妨訴抗弁を提出するか？：被告の立場に立った場合の対処法

本件のように、仲裁条項があるにもかかわらず裁判所において提訴された場合、提訴された被告

としてはどう対応すべきか？被告としては、仲裁条項がある以上裁判所での審理は受け入れられないとして、妨訴抗弁（仲裁法14条1項）を提出して却下判決を求めるという選択肢と、仲裁条項はあるもののそのまま裁判所における審理を受け入れるという選択肢とがある。被告にとっていずれの選択肢が有利かを、それぞれの利害得失を厳密に比較考量して慎重に決定することになる。

注意しなければならないことは、妨訴抗弁の提出時期には期限があり、本案について認否・反論をした後は妨訴抗弁を提出することはできなくなる（仲裁法14条1項3号）という点である。すなわち、被告としては、とりあえず中身についての議論をしておいて、訴訟の旗色を見て妨訴抗弁を提出するということはできず¹⁾、訴訟の最初の段階で妨訴抗弁を提出するか否かを決定しなければならない。妨訴抗弁を期限内に提出しないと、妨訴抗弁は失権し、仲裁合意に基づいて仲裁を申し立てることはできなくなる²⁾。

それでは、被告としてはこの極めて短い期間にどのようにして利害得失を比較考量すべきか？この点は、仲裁のメリットとデメリット（その裏返しとしての裁判のメリットとデメリット）³⁾を、仲裁と裁判の相違点に照らして検討することになる。具体的には、上訴の有無、期間、使用言語、技術に対する理解度（専門性）、專業性、公開か非公開か、費用、外国特許権の属否・有効性の審理が可能か、仲裁条項があるにもかかわらず原告があえて裁判を提起してきた理由等がファクターになる⁴⁾。これらのファクターは、最後の点を除けば、契約ドラフティングの場面において仲裁条項を入れるか否かを決定する際に検討することと

同等である。ただし、妨訴抗弁を提出するか否かの場面では、最後の点に加わっている点に特殊性があり、この点をどれだけ正確に読むことができるかが肝要である。本件においては、中島弁護士のご指導の下、筆者は上記ファクターを本件に即して厳密に検討し、ICC（International Chamber of Commerce）における仲裁と東京地裁における裁判のいずれが被告の利益を最大化するかを慎重に見極めた。最終的に妨訴抗弁を提出することとなったが、この極めて短い期間における検討が勝敗の分岐点であった。

3. 仲裁合意・効力・仲裁法14条1項各号所定の事由

仲裁合意の有無については、裁判所の職権調査事項ではなく⁵⁾、被告が妨訴抗弁を提出し、裁判所が仲裁合意の存在を認めてはじめて訴えが却下される⁶⁾（仲裁法14条1項）。

被告から妨訴抗弁が提出された場合、裁判所としては、仲裁合意・効力・仲裁法14条1項各号所定の事由の有無を判断することになる。すなわち、仲裁合意については、「既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を1人又は2人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断に服する旨の合意」（仲裁法2条1項）があるか、仲裁合意の効力については、「当事者が和解をすることができる民事上の紛争を対象とする場合」（仲裁法13条1項）にあたるか、仲裁法14条1項各号所定の事由については、「一 仲裁合意が無効、取消しその他の事由により効力を有しないとき。二

仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができないとき。三 当該申立てが、本案について、被告

1) 出井直樹＝宮岡孝之『Q&A新仲裁法解説』（2004年）67頁。

2) 出井＝宮岡・前掲注1）67頁。

3) 出井＝宮岡・前掲注1）32頁、中村達也『仲裁法概説』（2022年）10-17頁、小林秀之『国際取引紛争（第3版）』（2003年）219-222頁。

4) 本件の契約当事者は日本企業同士であるが、契約当事者が日本企業と外国企業である場合には外人差別の有無もファクターとなる。米国特許訴訟の陪審員が外国（法）人を差別する場合があることについて、阿部隆徳「外国特許権侵害事件の国際裁判管轄・準拠法・文言侵害・均等侵害・不正競争防止法違反」知財管理54巻10号（2004年）1501頁注7。

5) 小島武司＝高桑昭『注解仲裁法』（1988年）69頁、中村・前掲注3）70頁。

6) 出井＝宮岡・前掲注1）66-67頁。

が弁論をし、又は弁論準備手続において申述をした後にされたものであるとき。」(仲裁法14条1項但し書1号ないし3号)があるか、が判断される。

仲裁合意は訴権の放棄を伴う契約であるから、その合意の効力については慎重に検討する必要があると判示する裁判例もあるが⁷⁾、本件では、原告が仲裁合意の存在を争っていないこともあり、原審は、特に問題なく、仲裁合意と効力を認め、仲裁法14条1項各号所定の事由は認められないとした。

なお、妨訴抗弁の効果について、米国では仲裁強制命令が出されており、また、モデル法8条は「裁判所は仲裁を命ずる」としていたが、モデル法のような仲裁付託命令を発することになると、これを直接実現する方法を取ることが難しいこと、裁判所の従来からの権限の考え方に適合しないのではないかということから、仲裁法においては「訴えを却下する」とされたものである⁸⁾。

4. 契約解除による仲裁合意の失効の有無：仲裁合意の分離独立性の原則

原告は、ランニング・ロイヤルティの未払いを理由に本件解除通知をしたから、本件契約は解除により終了し、本件契約の存在を前提とした本件合意も効力が失われた旨主張した。

主たる契約が解除、無効、取消し等で効力を失っても、仲裁合意は直ちに無効になるものではない(仲裁法13条6項)。仲裁合意の分離独立性の原則と呼ばれる。被告の妨訴抗弁に対し原告が主たる契約の効力を争った場合に仲裁条項が主たる契約と運命を共にすることになれば、裁判所は仲裁合意が失効しているか否かを判断するために、本来、仲裁で審理、判断されるべき解除の有効性について審理、判断しなければならないことになり、仲裁制度の実効性が失われてしまう⁹⁾ので、主たる

契約の有効性に関する紛争についても仲裁をする趣旨で当事者が合意すれば、それを有効にするとされた¹⁰⁾。

仲裁合意の分離独立性は、仲裁法制定前から判例(最判昭和50年7月15日民集29巻6号1061頁)が認めてきたものであるが、仲裁法13条6項で明定された。立案担当者によると、仲裁合意の分離独立性は当然¹¹⁾のことではあるが、明定することによっていたずらに紛争を招くことを回避するための規定とされている¹²⁾。

本件において、原審は、仲裁法13条6項を適用して、「本件契約の解除によって、本件合意の効力がさかのぼって無効になるものではない」と判示しており、本件は仲裁法13条6項が適用される典型例であったように思われる。控訴審の「本件契約の解除の効果が発生しているか否かは、本件合意に基づき、仲裁によって判断されるべき事項である」との判示も、解除条項の解釈の文脈におけるものではあるが、同旨である。なお、2004年に仲裁法が施行された後に仲裁法13条6項を適用した裁判例は、2019年時点で本判決しか見当たらないとの分析がある¹³⁾。

当事者は、主たる契約と仲裁契約との分離可能性を合意によって排除することができるとされている¹⁴⁾。理論的には観念できても、このような合意は仲裁条項を骨抜きにするものであるから、仲裁条項を入れようとする一方当事者に対して当該合意を提案しても、応じるとは思えない。

5. 仲裁手続を経ることなく無効審判を請求したことの契約違反の有無

原告は、被告が仲裁手続を経ることなく無効審判を請求したことは契約違反である旨主張した。

7) 東京高判平成25年7月10日判例タイムズ1394号200頁、中村・前掲注3) 56頁。

8) 三木浩一＝山本和彦『新仲裁法の理論と実務』ジュリスト増刊(2006年)76-78頁。

9) 出井＝宮岡・前掲注1) 52頁、中村・前掲注3) 101頁。

10) 三木＝山本・前掲注8) 66頁。

11) 近藤昌昭ほか『仲裁法コンメンタール』(2003年)53頁。

12) 三木＝山本・前掲注8) 66頁。

13) 中村達也「妨訴抗弁と仲裁合意の存否」國士館法學52号(2019年)81頁。

14) 柴田保幸「判解」最高裁判所判例解説民事篇昭和50年度(1979年)347頁。

(a) ライセンシーがライセンサーの特許の有効性を争うことを許容する規定

これに対し、原審はまず、本件契約には「本件契約中のいかなる規定も、Yが本件各特許の有効性を争うことを妨げるものではない」旨の規定があるから契約違反ではないと判示した。上記規定は、ライセンシーがライセンサーの特許の有効性を争うことを許容するものである。

ライセンス契約において、ライセンサーがライセンシーに対して、ライセンサーの特許の有効性について争わない義務、すなわち不爭義務を課することができるかに関して、公正取引委員会の「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」は、不爭義務を課す行為は、円滑な技術取引を通じ競争の促進に資する面が認められ、かつ、直接的には競争を減殺するおそれは小さいが、他方、無効にされるべき権利が存続し、当該権利に係る技術の利用が制限されることから、公正競争阻害性を有するものとして不公正な取引方法に該当する場合もあるとしつつ、ライセンシーが権利の有効性を争った場合に当該権利の対象となっている技術についてライセンス契約を解除する旨を定めることは、原則として不公正な取引方法に該当しないとしている（同指針第4、4（7））。

本件契約における上記規定は、独禁法違反とされるリスクがある不爭義務を課すことなく、ライセンシーがライセンサーの特許の有効性を争うことを許容したものである。独禁法違反を避けるための条項に従ったのに契約違反とされることは背理であるから、原審の判断は至当である。

(b) 特許の有効性の仲裁可能性

原審は次に、特許無効審判は特許に無効理由が存在する場合に、行政処分としての特許査定を無効とする審判であって、「当事者が和解をするこ

とができる民事上の紛争」ではないから、被告による無効審判請求は本件契約第15条に反するものではないというべきであると判示した。

特許権侵害事件等に係る仲裁手続において特許の有効性を判断できるかについては、仲裁判断の前提問題である場合には特許有効性の仲裁可能性を肯定するのが学説上の多数説である¹⁵⁾。これに対して、特許の有効性自体を仲裁判断の対象とできるかについては、特許の有効性は特許庁の無効審判に専属することを理由に仲裁可能性を否定する見解¹⁶⁾と、特許の有効性について当事者間の相対効に限って確認することは特許権の有効性を対世的に判断する特許庁に許容されている作用と抵触しないとして仲裁可能性を肯定する見解¹⁷⁾に分かれている¹⁸⁾。

原審は、仲裁可能性を否定する見解をとり、被告としては仲裁手続により特許の有効性の判断を求めることができない以上、無効審判請求は仲裁合意（本件契約第15条）に反するものではないと判断したものと思われる。

(c) 仲裁合意違反の無効審判請求の適法性

原審は最後に、仮に契約違反であるとしても、無効審判請求が不適法になるにすぎず、仲裁合意の効力が失われるものではないと判示した。

無効審判請求が仲裁合意違反とされた場合の帰趨については、ほとんど論じられておらず、確立された見解はない。ライセンサーが特許庁において仲裁合意があることを主張したとしても、無効審判請求は却下されない可能性がある旨の見解がある¹⁹⁾。

6. 解除条項の解釈

原告（控訴人）は、控訴審において、本件契約第12条第2項（本件解除条項）は、仲裁申立ては

15) 中村・前掲注3) 43頁。

16) 上野泰男「仲裁可能性」松浦馨＝青山善充『現代仲裁法の論点』（1998年）113頁、青山善充「仲裁契約」高桑昭＝道垣内正人『新・裁判実務大系(3)国際民事訴訟法（財産法関係）』（2002年）429-430頁。

17) 二瓶ひろ子「特許の有効性をめぐる紛争の仲裁適格（下）」JCAジャーナル66巻6号（2019年）22頁、岡田洋一「特許の有効性に関する仲裁適格」法律論叢89巻1号（2016年）130-131頁、134-137頁。

18) 中村・前掲注3) 43-44頁。

19) 城山康文「知的財産権仲裁活性化のための方向性」NBL 757号（2003年）53-54頁。

解除通知受領後40日以内（是正期間）になされなければならないことを定めたものであるところ、被告（被控訴人）は本件解除通知の受領後40日以内（是正期間）に仲裁の申立てをしなかったことから、本件紛争は仲裁合意による仲裁の対象にはなり得ない旨主張した。

これに対して、控訴審は、本件解除条項における但し書は、仲裁手続中は是正期間の進行を停止して、解除の効果の発生を制限することとしたものにすぎず、当該相手方当事者に仲裁の申立てを義務付けたものでないことはもとより、契約解除の原因たる債務不履行に関する紛争については是正期間内のみ仲裁申立てができるとしたものでないことも明らかであると判示した。

控訴審の解除条項の解釈は、論理的であるのみならず、実質的にみても、仲裁申立ての期限を解除通知受領後わずか40日以内とする契約ドラフティングは考えにくいことから、妥当である。

7. 本件から得られる教訓：原告の立場に立った場合のリスク軽減策

本件から得られる教訓としては、契約ドラフティングにおける紛争解決条項の重大さ²⁰⁾であろう。「紛争解決条項は契約交渉の最終段階の深

夜に話し合われることが多く『midnight clause』の異名がある²¹⁾」、「国際的取引においてライセンス契約等を締結する際に、紛争解決条項は、契約交渉の最終段階で時間に迫られて無頓着に決める例も珍しくないようである²²⁾」との指摘があるが、筆者の経験でも、企業の方は紛争解決条項よりもビジネス条項により関心を有しているように見受けられる。

ただ、仲裁と裁判のいずれを選択するかは、紛争が発生した場合の勝敗の帰趨に直結する重要な選択となるのみならず、いったん決定したらその後方針を変更しようとしても極めて困難であるから、契約ドラフティングの段階において慎重に選択しなければならない。仲裁について不慣れと感じる場合には、裁判を選択する方が良いだろう。

仲裁を選択する場合でも、本件のような日本企業同士のライセンス契約の場合は、本件のICCのような海外の仲裁機関ではなく、JCAA（日本商事仲裁協会）²³⁾を仲裁機関とした方が、日本企業にとって負荷が軽く、それがゆえ、紛争発生時にも契約書どおり仲裁を遂行しようとする可能性を高めることができる、すなわち、あえて提訴して妨訴抗弁を提出されるリスクを下げる可以降低のように思われる。



20) 阿部隆徳「アメリカ企業からの不平等英文契約書への対処法」知財管理68巻7号（2018年）865-866頁。

21) 石川克己「アジア各国における仲裁制度の発展と企業法務に与える影響」JCAジャーナル65巻1号（2018年）27頁。

22) 篠原勝美「知財紛争処理における国際仲裁の役割」ジュリスト1535号（2019年）39頁。

23) 筆者のJCAAにおける経験は大変よいものであり、手続についても事務局の方に懇切丁寧にご教示頂いた。